

ふちゅうし こうも
広島県府中市 河毛氏収集文書 目録

(『広島県立文書館 収蔵文書目録』第2集 所収)

広島県立文書館

平成27年(2012)9月

凡 例

1 本目録は、『広島県立文書館 収蔵文書目録』第2集(平成6年6月刊)に掲載された「広島県府中市 河毛氏収集文書」の目録である。

2 目録の各項目は以下のとおり。

請求番号 本文書群の群番号(198818)と、この項目の記号を組み合わせたものが請求記号になる。

【例】 1 (請求記号)

198818
1

表 題 資料にある原表題をそのまま採った。原表題がないものは、仮題を付けて〔 〕書きとした。内容について補記が必要な場合は、()書きで補った。

年 代 資料に記された作成年月日を探り、推定は()書きとした。

作 成 資料にある作成者名をそのまま採り、資料に授受関係のあるものは 〃 で結んで表記した。

形 態 資料の形態を記した。

数 量 資料の点数を記した。

備 考 補記すべき備考があれば、 〃 付きで示した。

3 文書の排列は、文書群固有のあり方に基づき、項目別に編成した。同一項目内の文書は、原則として年代順としたが、年未詳のものは、末尾に置いた。

4 利用の参考のため、本文書群の解説を冒頭に付した。

解 説

河毛^{こうも}氏収集文書は、府中市目崎町に在住の河毛裕之氏が収集し、所蔵していた文書で、かつて県史編さん室が寄託を受けて県史等の編さん事業に利用させていただき、編さん事業終了後は、引き続き県立文書館において保管していたが、河毛氏の御厚意により、このたび当館へ寄贈していただいたものである。

内容的には、各簿冊の表紙に「府中市分署」(のち「府中市警察署」)と記してあることから知られるとおり、^{あしだ ふちゅういち} 芦田郡府中市村(現・^{ふちゅうし} 府中市)に置かれた警察分署(のち警察署)において編綴された文書群である。明治10(1877)年時点での『広島県治提要』によれば、当時は、広島・可部・西条・尾道・三次・福山の6か所に警察署が設置され、そのもとに分署が置かれていた。福山警察署の場合、7つの分署を管轄していたが、府中市分署はそのひとつである。

点数は37点である。表紙の朱書部分等を手掛かりに復元を図ろうとすると、かなりの部分がふぞろいとなり、元来はもっと多数の簿冊が存在したものと思われる。また、年代的には、明治15、16年のものが全くないなどの点が惜しまれる。

しかし、河毛氏収集文書の意義は、次の点にある。

広島県庁が昭和20(1945)年の戦災で灰燼に帰したことはたびたび触れてきたが、それ以前にも県庁は、明治9(1876)年12月に火災にあい、「諸記簿類夫々尽力取片付持出シ申候得共過半八焼亡」(『公文録』明治九年・府県之部より)といった被害にあっている。これによって藩から引き継いだ文書はもとより、明治9年以前の県の文書も焼失してしまったものと思われる。したがって、県庁から出された通達類については、まとまって保存されているところはなく、県史編さん室では、いくつかの機関や個人が所蔵する通達綴の簿冊を精査して再現していかざるを得なかったのである。

そして、『広島県史』近代現代資料編Ⅰ巻末の「資料解題」によれば、明治4(1871)年以降の通達類を比較的まとまって保存している県立図書館のものも、明治5(1872)年12月から同9年12月までのものの不備が目立つとし、それを補う文書群として、内海家文書・日野家文書・天野家文書の他に、この河毛氏収集文書を挙げているのである。このうち、前三者の家文書については、県史編さん室では、写真撮影によるフィルムから紙焼きしたもの等を利用しており、これらは、現在当館に引き継がれ、『広島県立文書館複製資料目録』第1集に掲載されて利用可能になっている。

一方、河毛氏収集文書については、県史編さん室では原本を利用して来た。今回、その目録をここに掲載し、利用に供することができるようになったことにより、かつて県史編さん室が明治初期の通達類を補完する上で依拠してきた私文書がすべて利用可能になったわけである。

とはいえ、これらをすべて利用しても、なお、明治初期のすべての通達類が復元できるかどうかは不明のままである。戸長を勤めていた家や市町村役場文書を精査し、さらに多くの資料を付け加えていくことは今後の課題である。

(松下孝昭)

番号	表 題	年 代	作成	形態	数量
1	諸省布達	明治9.6 ~ 明治11.12.		豎冊	1冊
2	本県布達録	明治9.5 ~ 明治9.12.		豎冊	1冊
3	本県号外布達録	明治9.5 ~ 明治10.1 , 明治14.12.		豎冊	1冊
4	{ 御布告編冊 }	明治10.1 ~ 明治10.12.		豎冊	1冊
5	太政官布告	明治11.1 ~ 明治11.12.		豎冊	1冊
6	本県甲号布達録	明治11.1 ~ 明治11.12.		豎冊	1冊
7	{ 本県甲号布達録 }	明治12.1 ~ 明治12.12.		豎冊	1冊
8	本県諭達	明治10.4 ~ 明治15.8.		豎冊	1冊
9	御布告編冊	明治13.1 ~ 明治13.12.		豎冊	1冊
10	本県布達 (甲号のみ)	明治13.1 ~ 明治13.12.		豎冊	1冊
11	本県布達 (甲号のみ)	明治14.1 ~ 明治14.12.		豎冊	1冊
12	本県戊号達	明治14.1 ~ 明治14.12.		豎冊	1冊
13	内務省布達及告示録	明治14.1 ~ 明治15.12.		豎冊	1冊
14	本県布達	明治11.2 ~ 明治11.12.		豎冊	1冊
15	本県告示	明治17.1 ~ 明治17.4.		豎冊	1冊
16	本県布達 甲	明治17.1 ~ 明治17.12.		豎冊	1冊
16	本県布達 甲	明治17.1 ~ 明治17.12.		豎冊	1冊
17	丙号達綴 第一 (一部欠)	明治17.1 ~ 明治17.8.		豎冊	1冊
17	丙号達綴 第一 (一部欠)	明治17.1 ~ 明治17.8.		豎冊	1冊
18	{ 乙号布達 }	明治17.1 ~ 明治17.12.		豎冊	1冊
18	{ 乙号布達 }	明治17.1 ~ 明治17.12.		豎冊	1冊
19	{ 太政官布達綴 }	明治17.1 ~ 明治17.12.		豎冊	1冊
20	{ 丙号達綴 第二 }	明治17.8 ~ 明治17.12.		豎冊	1冊
21	号外達	明治18.2 ~ 明治18.12.		豎冊	1冊
22	{ 布告綴 }	明治18.1 ~ 明治18.12.		豎冊	1冊
23	本県告示 第一	明治18.1 ~ 明治18.3.		豎冊	1冊
24	本県告示 第二	明治18.3 ~ 明治18.7.		豎冊	1冊
25	本県告示 第三	明治18.7 ~ 明治18.12.		豎冊	1冊
26	本県布達 丙号 第二	明治18.7 ~ 明治18.12.		豎冊	1冊
27	本県達綴 丁号・告乙	明治18.1 ~ 明治18.12.		豎冊	1冊
28	{ 本県達綴 警号 }	明治18.2 ~ 明治18.12.		豎冊	1冊
29	{ 本県布達・告示 乙告・告乙・丁 }	明治19.1 ~ 明治19.7.		豎冊	1冊
30	{ 警号達 }	明治19.1 ~ 明治19.7.		豎冊	1冊
31	{ 甲号布達 }	明治19.1 ~ 明治19.7.		豎冊	1冊
32	{ 丙号達 }	明治19.1 ~ 明治19.8.		豎冊	1冊
33	警察公報	明治24.10 ~ 明治24.12.		豎冊	1冊
34	広島県令編冊	明治25.1 ~ 明治25.12.		豎冊	1冊
35	広島県訓令	明治31.1 ~ 明治31.12.		豎冊	1冊
36	警察公報	明治31.1 ~ 明治31.12.		豎冊	1冊
37	広島県官令彙報	明治38.1 ~ 明治38.12.		豎冊	1冊